

後期高齢者医療制度の適切な運用を求める意見書

来年4月から運用される後期高齢者医療制度については、政省令の公布が遅れるなどにより、市民は保険料がどれほどの額になるのかも明確に知ることができない状況にある。

東京都後期高齢者医療広域連合の試算によれば、東京都の保険料は全国平均として示された年額74,400円の倍以上の額が予想されているが、これは、羽村市の75歳以上の国民健康保険税平均額の倍以上ともなっている。

後期高齢者医療制度は、世代間の負担の公平化と財政基盤の安定化を図り、後期高齢者に適切な医療サービスを提供するよう制度設計がなされるべきであるが、現実には、高齢者の負担の増加を招く懸念が大きいといわざるを得ない。生活を公的年金に依存する高齢者が安心して生活でき、必要な医療を受けられるよう、現在以上の負担増は抑制する必要がある。

よって、羽村市議会は、後期高齢者医療制度について、関係機関に対して、高齢者の負担を抑制し、適切な医療サービスが提供されるよう、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

1. 保険料は、高齢者の生活実態に即し、過大な負担が生じないように、現在の国民健康保険税の額を出来る限り上回らないようにすること。
2. 制度の運用にあたっては、市の超過財政負担が生じないように、国庫負担の増額等必要な措置を講ずること。
3. 必要な情報については市民はもとより、各市区町村に速やかに提供し、制度への理解と円滑な運用に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

東京都羽村市議会議長 水野義裕

厚生労働大臣

総務大臣

東京都知事

東京都後期高齢者医療広域連合長 あて